

平成 24 年 3 月 15 日

包括利益の表示 (単体財務諸表への適用)

1. 単体財務諸表での包括利益の表示等についてのこれまでの検討状況

- 第 235 回委員会（平成 24 年 1 月 10 日）では、今後の進め方（案）として、包括利益の表示の単体財務諸表への適用については、市場関係者の中から強い懸念が表明されており、改正を図ることのコンセンサスが十分には得られていないと考えられるため、「当面、現状を維持し、単体についての包括利益の表示は行わないこととしてはどうか¹」、という提案を行っている。現在、この提案に沿って、検討を進めている。
- 第 237 回委員会（平成 24 年 2 月 2 日）及び第 239 回委員会（平成 24 年 3 月 2 日）では、上記を踏まえ、以下の派生論点について審議を行った。

項目	現時点における方向性（案）
単体財務諸表における包括利益の任意の表示を認めるか否か。	単体財務諸表の本表での包括利益の任意の表示を認めることを規定しない。
単体財務諸表における包括利益に関する情報の注記を求めるか否か	包括利益に関する情報の注記を求めない。
連結財務諸表非作成会社への対応	特段の対応を行わない

- 本日は、上記を踏まえた公開草案の文案の検討及び、引続き包括利益の名称について検討を進めることとしたい。

¹ 単体財務諸表の本表での包括利益の表示することへの懸念として、次のような意見が聞かれる。

単体の当期純利益は分配可能額の計算や課税所得計算の基礎となる等、他の制度に与える影響が大きい。よって、の状況も踏まえると、単体において包括利益を表示することについてはより慎重に対応する必要がある。

包括利益は、表示の問題にとどまらず、リサイクリングや利益概念に密接に関係する問題である。IFRS ではその他の包括利益におけるノンリサイクリング処理が複数定められており、当期純利益の内容が変質してきている可能性がある。よって、リサイクリングの問題を整理することなく、単体に包括利益を表示すべきではない。

連結における開示は 2011 年 3 月期から開始されたばかりで日も浅く、現状では、投資家の視点から包括利益及びその他の包括利益がどのような意味を持つのか十分に評価が行われていない。一方、単体財務諸表の本表で包括利益を表示することを支持するものとして、次のような意見が聞かれる。

連結、単体の比較分析上、単体財務諸表の包括利益の表示は有用である。

貸借対照表との連携が改善する観点、リスクの変動情報を充実する観点から、連結と同様に、単体も包括利益の表示は有用である。

リサイクリングや利益概念に密接に関係するという意見があるが、包括利益の問題は、基本的には表示の問題である。

2. その他の論点の検討（包括利益計算書の名称の変更について）

改訂 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を参考にした対応としては、例えば、以下の案が考えられる。

	案1 (現行会計基準)	案2	案3	(参考) 改訂IAS第1号
1 計算書方式	・損益及び包括利益計算書	・損益及び <u>その他</u> の包括利益計算書	・損益及び <u>その他</u> の包括利益計算書	・純損益及びその他の包括利益計算書
2 計算書方式	・損益計算書 ----- ・包括利益計算書	・損益計算書 ----- ・ <u>その他の</u> 包括利益計算書	・損益計算書 ----- ・ <u>損益及びその他</u> の包括利益計算書	・純損益計算書 ----- ・純損益及びその他の包括利益計算書

(注) IFRS では、これ以外の名称を使用することができるとしている。例えば、「純損益及びその他の包括利益計算書」に代えて、「包括利益計算書」という表題を使用することもできる。
なお、米国基準では、「包括利益計算書」という名称を使用している。

(1) 主な根拠

(案1(現行を踏襲)の根拠)

- 改訂前の IAS 第 1 号の 1 計算書方式は「包括利益計算書」という名称であったが、ASBJ では、当期純損益の重要性を意識して「損益及び包括利益計算書」という名称を採用した経緯がある。
- 会計基準を公表してから約 1 年半程度しか経過しておらず、名称を変更することにより、関係規則の変更をもたらすこととなり、結果的に、実務にも影響を及ぼす可能性がある²。

(案2の根拠)

- 1 計算書方式における名称が IFRS (改訂 IAS 第 1 号) での名称とほぼ整合する。
- 2 計算書方式における名称が、単純に 1 計算書方式の名称を 2 つに分けた形となっていることから、1 計算書方式と 2 計算書方式との関係がわかりやすい。

(案3の根拠)

- 計算書の名称が IFRS (改訂 IAS 第 1 号) での名称とほぼ整合する。

² 連結財務諸表規則、中間連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則、銀行法施行規則、信用金庫法施行規則、協同組合による金融事業に関する法律施行規則、保険業法施行規則、金融商品取引業等に関する内閣府令、労働金庫法施行規則、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則に少なくとも影響をもたらす。

（２）各案の比較検討

- 1 計算書方式の名称については、案 1 では、損益と包括利益を計算するものであることを示しているが、案 2 と案 3 は、2 つの構成部分である損益とその他の包括利益を表題とすることにしている。「計算書」という名称を踏まえ、案 2 と案 3 で用いられている名称より案 1 の現行の「損益及び包括利益計算書」で良いのではないかと。
- 2 計算書方式の名称については、第 1 の計算書の「損益計算書」という名称は多方面で使用され、様々な法制度に影響を与えるため、名称変更はしないことを前提にすると、第 2 の計算書の名称が検討対象となる。第 2 の計算書は、少数株主損益調整前当期純利益にその他の包括利益の内訳項目を加減して包括利益を計算しており、その他の包括利益の合計額を計算しているわけではないため、案 2 の「その他の包括利益計算書」という表現は、計算書の内容と必ずしも合致しないと考えられる。また、案 3 のように 1 計算書方式と同じ名称を使用することは、記載内容が異なることから、混乱を生じさせる可能性もある。したがって、計算書の内容との合致という観点からは、案 1 の現行の「包括利益計算書」で良いのではないかと。

（３）第 239 回委員会（平成 24 年 3 月 2 日）委員会での主な意見

- 「計算書」が、ボトムライン（損益）を指しているのか、それともその内容（その他の包括利益）を示しているのかは議論が多いところである。このため、慣れ親しんだ現行の名称を変更しないことで良いと考える。
- 包括利益計算書の名称については、会計基準を公表してから 1 年半程度しか経過しておらず、現段階において変更を検討することは時期尚早である。
- 「損益」とは段階損益まで含めたものであると考えると、必ずしもボトムラインだけを指しているものではないと考えられる。このため、案 2 の「その他の包括利益計算書」や案 3 の「損益及びその他の包括利益計算書」という名称も検討対象になり得ると考えている。
- 純利益を重視する我が国の姿勢の観点から、案 2 を支持する。
- 案 2 の 2 計算書方式の「その他の包括利益計算書」については、損益という言葉をつけておらず、損益とその他の包括利益とのつながりが不明瞭であるように見えるので支持出来ない。また、他に支障がない限り、改訂 IAS 第 1 号との整合性を図るという観点からも案 3 が良いと考える。

以上